

議案第 68 号

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例の改正について

令和 8 年 6 月 11 日提出

前橋市長 小 川 晶

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例（平成 28 年前橋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 14 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を收受させる場合における第 7 条から第 9 条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 8 条及び第 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

